

2019. 10. 2

資料 1

第 6 回 上下水道事業経営審議会

1 前回審議会の追加資料

資料 2

2 井戸水放流量認定基準表の見直しについて

3 答申案の作成について

資料 3

4 経営戦略の策定について

岐阜市上下水道事業部

1 前回審議会の追加資料

資料2 「提言一覧(下水道協会)」

資料2 へ

岐阜市上下水道事業部

1

2 井戸水放流量認定基準表 (第1種)の見直しについて

下水料金と認定水量

- 下水料金は、汚水の「みなし放流量」に基づき算定（※岐阜市水道条例 第21条）
 - 水道使用者：水道水の使用水量
 - 井戸使用者：計測に基づく水量
 - 井戸使用者：計測によらない場合、管理者が認定する水量（≡ **認定水量**）



☆岐阜市公営企業経営審議会の答申（平成14年10月31日）

「……計測器設置を促進し、それに基づき適正な料金設定を行うべきとの考えも示された……水資源利用の公平性、さらには、衛生面、資源保護、環境保全の観点から、第一に井戸水から水道への切り替え、次いで計測器の設置について井戸水使用者の理解を積極的に求めていくことが重要……」

- 井戸水メーターの設置促進（平成15年度～）
 - ①認定制度の対象世帯を増やさない
 - ②計測器設置世帯の実績（計測水量）を基に、**実態に則した認定基準を設定**

井戸水放流量認定基準表 (第1種)の見直しについて①

これまでの経緯

- 井戸水等の使用者のうち、井戸水メーターが設置されていない下水道利用者の下水料金を算定するにあたり、井戸水メーター設置世帯の使用実績（計測水量）をもとに、世帯人員ごとのみなし使用水量（認定水量）を設定している。
- 平成25年の名古屋高裁判決において、計測水量と15%以上の乖離が認められる認定水量は違法と判断されたことを受け、**定期的に認定水量を見直す**こととした。
- 平成27年度の見直しにあたり、前年度実績比で15%以上の乖離が確認された「1人世帯」と「5人世帯」について改定した。

使用人員	H5.12.24改定	H9.12.19改定	H24.3.23改定	H27.12.14改定
1人	3人まで 54m ³	24m ³	23m ³	25m ³
2人		44m ³	39m ³	39m ³
3人		54m ³	50m ³	50m ³
4人	1人増すごとに 14m ³	(68m ³)	57m ³	57m ³
5人		(82m ³)	67m ³	64m ³
6人		(96m ³)	79m ³	79m ³
7人以上		1人増すごとに 14m ³	1人増すごとに 10m ³	1人増すごとに 10m ³

※数値は2か月分

井戸水放流量認定基準表 (第1種)の見直しについて②

認定水量と計測水量の状況(平成30年度実績)

- すべての人員区分で15%を超える乖離はない

使用人員	認定水量(現行)	計測水量(全域)	乖離率	備考
1人	25㎡	23.6㎡	△5.6%	※H27改定時△5.2%
2人	39㎡	38.1㎡	△2.31%	
3人	50㎡	50.4㎡	0.80%	
4人	57㎡	54.0㎡	△5.26%	
5人	64㎡	60.5㎡	△5.47%	※H27改定時5.63%
6人	79㎡	76.3㎡	△3.42%	
7人	89㎡	81.4㎡	△8.54%	
8人	99㎡	87.8㎡	△11.31%	10%以上乖離 (認定水量>計測水量)
9人	109㎡	97.3㎡	△10.73%	

見直しの方針

- 直近の改定の主目的は「乖離率15%超過の解消」
→ 該当する人員区分のみを対象
- 今回は「実態に近い状態の安定的な持続」を図る
→ すべての人員区分を対象

井戸水放流量認定基準表 (第1種)の見直しについて③

見直しの方法

- 直近である平成30年度実績を基に、次の方法で算出(→四捨五入で整数化)
 - 〔1~6人世帯〕
人員区分ごとの実績値
 - 〔7人以上世帯〕
メーターが設置されている7~9人世帯における加算分の平均値

見直し案

使用人員	認定水量(※)	H30実績	乖離率	備考
1人	24㎡ (12)	23.6㎡	△1.67%	← 25㎡ (△1㎡)
2人	38㎡ (19)	38.1㎡	0.26%	← 39㎡ (△1㎡)
3人	50㎡ (25)	50.4㎡	0.80%	← 50㎡ (±0)
4人	54㎡ (27)	54.0㎡	0.00%	← 57㎡ (△3㎡)
5人	61㎡ (30.5)	60.5㎡	△0.82%	← 64㎡ (△3㎡)
6人	76㎡ (38)	76.3㎡	0.39%	← 79㎡ (△3㎡)
7人	83㎡	81.4㎡	△1.93%	← 人増すごとの加算分
8人	90㎡	87.8㎡	△2.44%	7㎡ ← 10㎡ (△3㎡)
9人	97㎡	97.3㎡	0.31%	(※3.5㎡)

- 平成30年度実績比で乖離率±2%程度
(※) 条例施行規程は1か月分で表記

井戸水放流量認定基準表 (第1種)の見直しについて④

見直しの影響

・約1,400万円/年の減収(料金改定後)

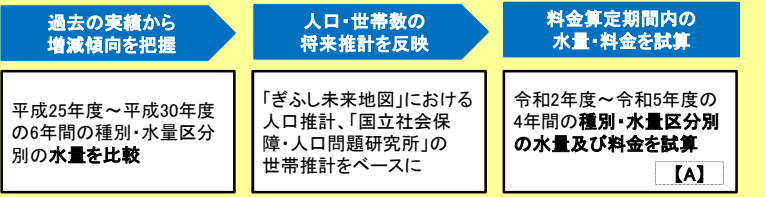
使用人員	認定水量		世帯数	調定件数	影響を受ける従量料金	見直しによる増減額
	現行	新				
1人	25㎡	24㎡ (△ 1.0㎡)	8,897 世帯	50,831 件	120 円	△ 6,099,720 円
2人	39㎡	38㎡ (△ 1.0㎡)	5,076 世帯	29,420 件	120 円	△ 3,530,400 円
3人	50㎡	50㎡ (0.0㎡)	2,296 世帯	13,323 件	133 円	0 円
4人	57㎡	54㎡ (△ 3.0㎡)	1,192 世帯	7,054 件	133 円	△ 2,814,546 円
5人	64㎡	61㎡ (△ 3.0㎡)	454 世帯	2,663 件	133 円	△ 1,062,537 円
6人	79㎡	76㎡ (△ 3.0㎡)	178 世帯	1,069 件	133 円	△ 426,531 円
7人	89㎡	83㎡ (△ 6.0㎡)	40 世帯	228 件	133 円	△ 181,944 円
8人	99㎡	90㎡ (△ 9.0㎡)	7 世帯	28 件	133 円	△ 33,516 円
9人	109㎡	97㎡ (△ 12.0㎡)	2 世帯	7 件	140 円	△ 8,820 円
10人	119㎡	104㎡ (△ 15.0㎡)	1 世帯	6 件	140 円	△ 12,600 円
12人	139㎡	118㎡ (△ 21.0㎡)	1 世帯	6 件	140 円	△ 17,640 円
15人	169㎡	139㎡ (△ 30.0㎡)	1 世帯	6 件	140 円	△ 25,200 円
※H30年度実績に基づく試算			18,145 世帯	104,641 件	増減総額	△ 14,217,178 円

今後の見直しについて

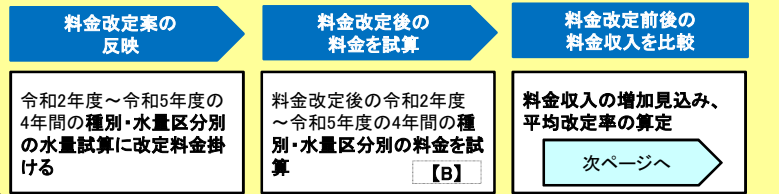
- ・下水料金の算定期間に合わせ、全体の見直しを実施
- ・毎年度実績を確認し、乖離の状況(傾向)について注視

3 答申案の作成について (平均改定率の確認)

料金算定期間(4年間)における収入の試算



料金改定後の料金算定期間(4年間)における収入の試算



改定による収入試算

料金算定期間(4年間)における収入の試算

単位(千円)

改定前収入(4年間)【A】	21,417,533
改定後収入(4年間)【B】	23,896,723
差(4年間)【B】-【A】	2,479,190
平均料金収入増(見込み)	619,798

平均改定率の算定

$$\frac{([B]-[A])}{[A]} \times 100$$

☞ $2,479,190 / 21,417,533 \times 100$

平均改定率

11.58%

補てん財源残高 R5年度末:12.9億円 R10年度末:10.8億円

答申案の作成について

(答申案の内容確認)

資料2

「下水料金のあり方についての答申」

資料3 へ

4 経営戦略の策定について

(1) 経営戦略の策定について

(2) 経営戦略(案) 骨子について

第1回審議資料5ページより

(1) 経営戦略の策定について

中期経営プラン(平成27年3月策定)

「経営の効率化・健全化」、「基本的な施設整備」、「お客様サービスの向上」などを図っていくための**具体的な事業経営の指針**

計画期間

平成27年度から令和元年度までの5年間 ▶▶▶ 本年度計画期間終了

「経営戦略」の策定 ～ 計画的経営の推進 ～ (総務省の経営戦略策定に関する資料から一部抜粋)

経営戦略 公営企業が将来にわたって
安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

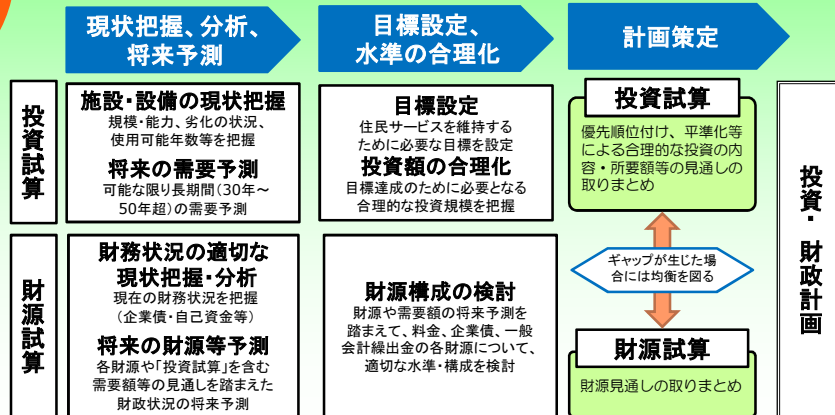
- ▶ 総務省は、各地方公共団体に対し令和2年度までの経営戦略の策定を要請
- ▶▶ 中期経営プランに代わる新たな基本計画として、本年度「経営戦略」を策定

経営戦略の主な内容

- ・10年以上の計画期間
- ・計画期間内において「投資試算」と「財源試算」が均衡した「投資・財政計画」
- ・効率化・経営健全化のための取組方策
- ・計画の事後検証・更新のため、毎年度の進捗管理と3～5年に一度の見直し

経営戦略 について(「投資・財政計画」)

「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(投資試算)と、財源見通しを試算した計画(財源試算)を構成要素とし、収支が均衡するように調整した収支計画である。
(総務省の経営戦略策定に関する資料から一部抜粋)



(2)経営戦略(案) 骨子について

(仮称) 岐阜市上下水道事業経営戦略(案) 骨子

- 1 策定の趣旨
- 2 位置付け、計画期間
- 3 経営理念、基本方針
- 4 事業の現状と課題
- 5 投資計画及び財政計画
- 6 経営指標と目標値
- 7 進捗管理及び事後検証
- 8 用語の説明等

経営戦略策定 今後のスケジュール

- ～12月 経営戦略（案）の作成
- 12月 上下水道事業経営審議会へ 経営戦略(案)を提示
- 1月 パブリックコメントの実施
- 2月 上下水道事業経営審議会へ パブコメ後の経営戦略(案)を提示
- 3月 経営戦略の策定、公表